2　前項の投票を行う場合において、第十一条において準用する公職選挙法施行令第十九条の規定による移送若しくは引継ぎを受けた投票人名簿又は第三十二条において準用する同令第十九条の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外投票人名簿があるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、当該投票の期日の告示があった後、直ちにその投票人名簿若しくはその中の関係部分又は在外投票人名簿若しくはその中の関係部分を当該投票の投票管理者に送付しなければならない。

3　第一項の投票の執行に関する手続は、前項に定めるものを除くほか、総務省令で定める。

（国民投票の一部無効に関する通知）

第百三十八条　国民投票の一部が無効となった場合においては、中央選挙管理会は、法第百三十二条第一項後段の規定による通知を受けた後、直ちに、その旨を国民投票長に通知しなければならない。

（国民投票に関する経費の交付）

第百三十九条　総務大臣は、各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市町村の選挙管理委員会において要する国民投票に関する経費並びに不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費で予算をもって定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する国民投票に関する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2　都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前項の規定による交付金をもって実施すべき国民投票の事務の一部を実施することを要しなくなった場合においては、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

（特別区に対する市に関する規定の適用等）

第百四十条　この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2　法及びこの政令の規定の適用については、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。

（指定都市の区に対する法の適用）

第百四十一条　指定都市においては、法第五条（住所に関する部分を除く。）、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十条第二項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十条第一項、第六十一条第三項、第七項及び第八項、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第百四十二条第一項ただし書並びに第百四十三条の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2　指定都市における法第二十二条第一項及び第三十五条の規定の適用については、法第二十二条第一項第一号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、同項第二号中「当該市町村の」とあるのは「当該区の区長が作成した」と、「他の市町村の」とあるのは「他の市町村の住民基本台帳又は当該市の他の区の区長が作成した」と、「いずれかの市町村」とあるのは「いずれかの市区町村」と、法第三十五条第一号中「当該市町村」とあるのは「当該区」と、同条第二号中「市町村」とあるのは「市区町村」とする。

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第百四十二条　指定都市においては、第百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2　指定都市においては、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

（国外における時間の取扱い）

第百四十三条　法第百四十一条に規定する国民投票に関する期日の国外における取扱いについては、当該在外公館の所在地において用いられている時間によるものとする。

2　法第四十条第一項において準用する公職選挙法第二十五条第一項に規定する期日の国外における取扱いについては、当該投票人の住所がある地において用いられている時間によるものとする。

3　法若しくはこの政令又はこれらに基づく命令の規定によって在外公館の長のする行為又は在外公館の長に対してする行為に係る時間の取扱いについては、当該在外公館の所在地において用いられている時間によるものとする。

（在外公館等における在外投票の時間等）

第百四十四条　法第六十一条第一項、第七項又は第八項の規定による投票に関し船員又は南極調査員が国外においてする行為は、第六十九条第四項第一号若しくは第六項に規定する船長又は同条第七項に規定する南極地域調査組織の長が船員又は南極調査員の投票の便宜を考慮して定める時間内にしなければならない。

2　法第六十一条第四項の規定による投票に関し特定国外派遣隊員が国外においてする行為は、第六十九条第五項に規定する特定国外派遣組織の長が特定国外派遣隊員の投票権の適正な行使を妨げないよう配慮して定める時間内にしなければならない。

3　法第六十二条第一項第一号の規定による投票は、午前九時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

4　前項に規定する時間により難い特別の事情があると認められる在外公館等投票記載場所については、総務省令・外務省令で、法第六十二条第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間を別に定めることができる。

5　法若しくはこの政令又はこれらに基づく命令の規定によって領事官に対してする行為は、当該領事官がその管轄する区域の慣習、休日その他の地域の実情等を考慮して定める時間内にしなければならない。

6　領事官は、前項に規定する時間を定めようとするときは、あらかじめ総務大臣及び外務大臣の承認を受けなければならない。

（不在者投票の時間にすることができる行為）

第百四十五条　法第百四十三条第一項の政令で定めるものは、次に掲げる行為とする。ただし、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる行為については、国民投票の期日前十四日（憲法改正案に係る国民投票の一部無効による再投票にあっては、当該行為を行おうとする市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われる国民投票の期日前十四日）に当たる日から当該国民投票の期日の前日までの間にするものに限る。

一　第六十四条第一項、第二項若しくは第四項又は第八十一条第四項の規定による投票用封筒の交付の請求

二　第六十五条第一項又は同条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

三　第七十条第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の提示（当該提示に併せてする同項の規定による不在者投票証明書の提出その他の行為及び当該提示に引き続いてする同条第四項の規定による代理投票の申請、同条第一項、第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

四　第七十条第二項の規定による投票用封筒の提出（同条第四項の規定による代理投票の申請、同項又は同条第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）

五　第七十一条第一項の規定により第七十条第二項の規定に準じて行われる投票用封筒の提出（第七十一条第三項において準用する第七十条第四項の規定による代理投票の申請、同条第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。）